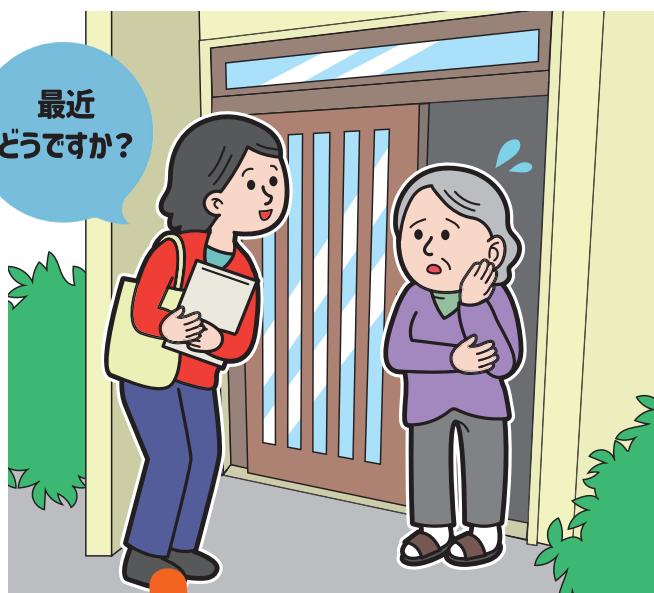


# 消費生活サポーターに なりませんか？

- 消費者とセンターのつなぎ役！活動内容をご紹介します！ -

＼伝える・見守り／



何かあれば  
相談を促す

＼学ぶ・参加する／



情報提供

消費生活センター



## 消費生活サポーターとは

消費生活サポーターは、お住まいの地域や、所属する団体や職場で消費生活に関する情報を伝えたり、普段の生活のなかで高齢者等がトラブルに巻き込まれているのでは…など何らかの異変を察知した場合に消費生活センターの窓口を案内するなど消費者と消費生活センターをつなぐ役割をしていただく方のことです。



広島市消費生活センター

広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

TEL : 082-225-3329 (事務用)

FAX : 082-221-6282

Mail : shouhi@city.hiroshima.lg.jp

## どういった活動をするの？

### 伝える

身の回りで起こった悪質商法や詐欺の情報、消費生活センターなどが発信している関連情報を、家族や地域の人など周りの人に広めて注意喚起を行う。

### 学ぶ

消費者トラブルに関するニュースや新聞記事に目を通すなど、情報収集を行う。また、消費生活センターなどが実施する講座や研修会に参加し、知識を深める。

### 参加する

消費生活センターが主催する事業へ参加する。  
・消費者月間（毎年5月）事業イベントなどの催し  
・消費者トラブルに関する研修会など

### 活動する (見守る)

地域で高齢者などに定期的に声をかけるなど見守り活動を行い、異変に気づいたときや、消費者トラブルに巻き込まれていることが分かったときに、消費生活センターなどの専門機関につなげる。また、地域や職場などで消費者啓発の講座を企画する。

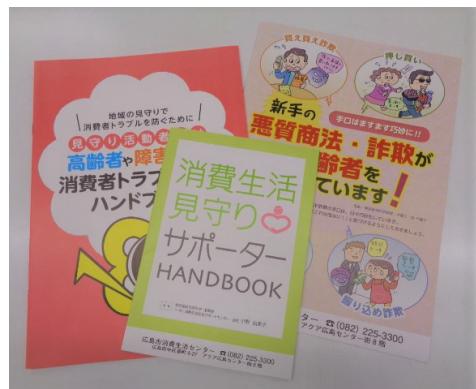
## 消費生活サポーターになると

### ● 最新情報を定期的に提供します！

広島市で発生している消費者トラブル事例や広島県・国民生活センターなどが注意喚起している情報などを月に1回、Eメールでお知らせします。なお、広島市のホームページでも情報提供を行っています。（Eメールを使用されていない方へは郵送によりお知らせします）

### ● 啓発活動ツールを提供します！

- ①「消費者トラブル防止ハンドブック」「消費生活見守りサポーター HANDBOOK」など見守り活動に活用できる啓発活動ツールをお渡しします。
- ②若者・高齢者など、世代に沿った内容で悪質商法についてまとめてあるパンフレットなども無料で提供します。
- ③地域や職場などで消費者啓発の講座を企画する際には、講師を無料で派遣します。（消費生活出前講座）
- ④研修や講座などを企画する際には、当センターの研修室を無料で貸し出します。



## 応募するには

### オンラインで「消費生活サポーター養成講座」を受講していただくのみ！

- ①広島市のホームページにある応募フォームや申込書で受講申し込みをする。（右の二次元コードから申し込みができます）
- ②YouTubeで限定公開している30分程度の動画を見る。
- ③簡単なアンケートに回答し、登録申込書を提出する。

＼受講はこちら／



詳しくは消費生活センター（082-225-3329）まで  
お気軽にお問い合わせください。